

質 問 回 答

2024 年 6 月 17 日

「北マケドニア国西バルカン地域森林火災情報システム及び生態系を活用した防災・減災強化アドバイザー業務」

(公示日:2024 年 6 月 5 日／調達管理番号:24a00292)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	・ P12 第 2 章特記仕様書案 第 4 条(1)活動にかかる事項 ①成果1に関わる活動 活動 1-6	「活動1－6:上記機能追加を行った MKFFIS の、国家リスク情報システムとしてのパフォーマンス改善のための方策の検討」における”国家リスク情報システムとしてのパフォーマンス”とは具体的に何を指すのか?	実施機関である危機管理センター(CMC)は昨年、重要な細則の一つである「国・地方レベルにおけるリスクアセスメントの準備の方法論」を改正し、国家リスク情報システム(NRIS)の導入の必要性が規定されました。同改正は主に以下 2つの理由によりなされたものです。 (1)CMC としての法的義務 (2)以下 1)2)の為の国内及び国際機関からの要請 1)国民意識改善 2)予防・準備の為の①コミュニティ、②政府機関③リスク環境及びその他情報のプロファイルに関心あるその他組織の迅速な情報提供 上記背景のもと、本業務において機能追加予定である MKFFIS を、国家リスク情報システムの一部として機能させる為の、方策の検討を行うものです。

<p>2</p>	<p>・ P12 第 2 章特記仕様書案 第 4 条(1)活動にかかる事項 ①成果1に関わる活動 活動 1-8 ・ P20 別紙案件概要表 4. 事業の枠組み 活動 1-8 ・ 配布資料(要請書) 7. Outline of the T/C (5) T/C Activities 1.6</p>	<p>活動1-8は企画競争説明書 P12(特記仕様書案)と P20(別紙案件概要表)で踏まえる活動が異なっている。 P12「活動1-8:1-7を踏まえた関係者との協議等を通じた、他地域への展開可能性の検討」 P20「活動1-8:1-6を踏まえた関係者との協議等を通じた、他地域への展開可能性の検討」 要請書における該当活動は「1.6. Monitoring of the results of Eco-DRR locations with the possibility of replication through the involvement of relevant stakeholders.」と推察され、活動1-8は「1-7を踏まえた関係者との協議等を通じた、他地域への展開可能性の検討」と理解した。 ただし、Eco-DRR 技術導入なくして、モニタリングだけを展開することは意味がないため、ここでは Eco-DRR 技術を展開していくものと理解した。 また、活動2-3では西バルカン諸国への Eco-DRR 技術の知見の共有が想定されていることから、活動1-8における他地域とは北マケドニア国内における他地域と理解した。 以上から、活動1-8は、モニタリング結果を踏まえた上で北マケドニア国内の他地域へ Eco-DRR 技術を展開する可能性を検討する、という理解でよいか？</p>	<p>案件概要表に誤りがあり申し訳ございません。ご理解の通りです。 活動 1-8 は、活動 1-7 でのモニタリング結果を踏まえた上で、北マケドニア国内の他地域へ Eco-DRR 技術を展開する可能性をご検討ください。</p>
----------	---	--	---

3	<p>・ P13 第 2 章特記仕様書案 第 4 条(1)活動にかかる事項 ①成果1に関わる活動 活動 2-4</p>	<p>P13(特記仕様書案)「活動2-4:西バルカン域内での成果の更なる活用促進のための仕組みの検討・実施」は、P20(別紙案件概要表)に記載がないが、P13 に記載のとおり、特記仕様書には含まれるという理解でよいか。</p>	<p>ご理解の通りです。案件概要表決定後に、追加検討で加わった活動であり、特記仕様書のみに記載されております。</p>
---	---	---	---

以上